

令和7・8年度

渡名喜村建設工事入札参加資格審査申請書について

1. はじめに

渡名喜村が発注する令和7・8年度の建設工事の入札に参加を希望する者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。

※今年度は郵送のみの受付となっております。

2. 建設工事入札参加資格申請要件

(1) 申請要件（※基準日は申請の日とする。）

次の①から⑫を全て満たしている事。

- ① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く）
- ② 雇用保険に加入していること（適用が除外されている場合を除く）
- ③ 建設業退職金共済制度（建退共）等に加入していること。
- ④ 建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）

※免除業種

（タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事）

- ⑤ 申請する業種について、建設業許可を受けていること。
- ⑥ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- ⑦ 申請する業種について、審査基準日が令和5年7月1日から令和6年6月30日までの間の経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けているもの
- ⑧ 営業開始後1年を経過していること。
- ⑨ 申請する業種について、⑦の結果通知書における年間平均（2年又は3年）完成工事高があること。ただし、格付5業種（土木、建築、電気、官、舗装）については、年間平均（2年又は3年）完成工事高が500万円以上であること。

- ⑩ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況は著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑪ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は心身の故障により建設業を適正に営むことができない者でないこと。
- ⑫ 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3. 留意事項

- ① 技術者名簿に記載する技術者については、役員や事業主を除き標準報酬月額が 16 万円を下回る者は認められません。
- ② 入札参加資格審査申請をした者が次のアからウに該当するときは、資格の登録を行わないこと、または資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
 - ウ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- ③ 入札参加資格の有効期間は、登録の日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

※受付期間終了後の申請書の内容に関する訂正及び追加は認めません。申請書の内容について十分確認を行ったうえで申請してください。

4. 申請の方法

(1) 受付期間

令和 7 年 2 月 3 日（月）～令和 7 年 2 月 28 日（金）（消印有効）

(2) 申請方法及び郵送先

郵便申請（事前申込不要）

※書留郵便等（一般、簡易、配達記録郵便等）で配達記録が残る方法で郵送してください。

【郵送先】

〒901-3692

沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の 3

渡名喜村役場 経済課 土木・建築係

TEL：(098) - 989 - 2066

FAX：(098) - 989 - 2197

(注意事項)

1. 封筒の表面に「令和7・8年度入札参加申請書」、「会社名」を明記してください。
2. 書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。
3. 申請期間中に申請書を提出された場合であっても提出書類等の不備により指定された期日までに訂正を行わなかった場合は、申請書を受理できないこともあります。
4. 訂正がある場合には再提出の期間が必要となりますので早めに提出してください。
5. 書類の受領確認については電話では行いません。申請書（副）に受付印を押印して返却しますので、返信先を記入し切手を貼付けした返却用封筒又はレターパックを同封してください。

(3) 提出書類一覧表

提出書類No.1 からNo.3 については沖縄県技術・建設業課ホームページに記載の「入力手引書」を参照し、エクセルにより作成してください。

No.	提出書類等	備考
1	建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）	沖縄県様式 ※押印は不要
2	建設工事入札参加資格申請書（2枚目）	
3	技術者職員有資格者名簿	令和6年12月1日現在で在籍する常勤の技術者
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	審査基準日が令和5年7月1日から令和6年6月30日までに受けた有効かつ直近の総合評定値の通知
5	建設業許可通知書又は許可証明書	写し可
6	建設業労働災害防止協会加入証明書	写し可
7	県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税） ※直近2年分	未納税額がないことの証明書（写し可）
8	国税納税証明書（法人税又は申告所得税）及び （消費税及び地方消費税）	未納税額が無いことの証明（写し可） 様式その3の2（個人事業者） 様式その3の3（法人事業者）
9	ISO9000S ISO14000S エコアクション21の認証取得を示す登録証の写し	令和6年12月1日時点でISOエコアクション21の認証所得済みの者で、沖縄県へ加点を希望し書類を提出している企業。
10	障害者雇用状況報告書の写し （令和6年6月1日現在の状況）	障害者の法定雇用義務がある事業所はすべて提出
11	障害者手帳の写し、療育手帳の写し又は 精神障害者保健福祉手帳の写し及び在籍が確認 できる書類の写し （年末調整・健康保険及び厚生年金保険に係る 標準報酬の決定を通知する書面等）	障害者の法定雇用義務がない事業所で、令和6年6月1日時点で障害者を雇用し、沖縄県へ加点を希望し書類を提出している企業。
12	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し	格付5業種を申請する場合のみ提出

13	No.3「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し、免状の写しまたは登録証の写し	格付5業種を申請する場合で、別表「資格区分コード表」に記載されている申請業種に係る資格のみ提出
14	健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等(船員保険含む)の写しまたは管理技術者資格証の写し等	格付5業種を申請する場合のみ提出 ※雇用の規模、技術者の常勤、新卒者雇用、若年者雇用、不当要求防止責任者の確認書類 ・報酬月額が16万円未満の場合は、常勤の技術者として認められません。 ・個人事業者(従業員が4人以下)で適用除外の場合は「雇用保険被保険者証の写し」及び「賃金台帳の写し(3か月分)あ」を添付すること。(技術者が事業主本人及び家族従業員の場合は除く)
15	令和5年・6年に卒業した新卒者雇用に係る「卒業証書の写し」又は「卒業証明書(写し可)」(1名分のみ)	令和6年12月1日時点で新卒者(令和5年・令和6年)を雇用している企業が格付5業種を申請する場合で、沖縄県へ加点を希望し書類を提出している企業 ※提出書類は1名分のみ
16	社会保険料納入確認書(写し可)	No.4「総合評定値通知書」において健康保険・厚生年金保険、雇用保険及び建設業退職金共済制度の加入が「無」となっている場合に提出 ※社会保険料(健康・厚生年金保険、労働保険)については、令和6年9月分まで未納がないこと
17	労働保険証明書(労災のみは不可)(写し可)又は労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるもの(写し可)	
18	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写し可) 又は他退職金共済事業加入証明書(写し可)	
19	委任状(沖縄県外に本社のある業者が沖縄県内支店等に入札等の委任を行う場合)	原本
20	使用印鑑届	委任状該当者 原本
21	印鑑証明書	委任状該当者 原本
22	営業所一覧表	委任状該当者
23	結果通知書送付用封筒(切手貼付け) 申請書(副)返却用封筒(切手貼付け)又はレターバック	

※上記資料を必ずフラットファイルに纏めて提出をお願いします。

(4) 申請後の変更届 (提出1部)

入札参加資格審査申請後、下記の事項に変更があった場合は、変更届出書と次に掲げる添付 (確認) 書類を速やかに提出してください。

変 更 事 項	添 付 (確 認 書 類)
許可の変更 特定 → 一般 知事許可 ↔ 大臣許可	建設業許可通知書 (写し) 又は許可証明書 (原本又は写し)
商号名称 代表者	商号登記簿 (写し)、又は建設業許可の変更届 (写し) ※該当する部分のみ
本社の所在地	(同上) ※郵便番号も記載すること
電話番号及び FAX 番号	
資本金	商号登記簿 (写し)
受任先の商号及び所在地 受任先代表者・電話番号	新委任状・印鑑証明書 使用印鑑届
技術者の異動	技術職員の資格を証する書類 (写し) 健康保険・厚生年金保険の資格取得届・資格喪失届 (写)
廃業 (一部廃業含む)	

※経営事項審査は、毎年受けその結果通知書が届いたら速やかに提出 (1部) してください (変更資料郵送可)

(5) 提出先

〒901-3692

沖縄県島尻郡渡名喜村1917番地の3

渡名喜村役場 経済課 土木建築係

TEL: 098-989-2066

FAX: 098-989-2197

資格区分コード表

業種	区分	コード	資格名
土木	1級技術者	111	1級建設機械施工管理技士
		113	1級土木施工管理技士
	1級技士補	11F	1級建設機械施工管理技士補
		11H	1級土木施工管理技士補
	2級技術者	212	2級建設機械施工管理技士
		214	2級土木施工管理技士(土木)
	技術士(土木)	709	技術士:建設部門
		712	技術士:農業部門
		713	技術士:森林部門
		714	技術士:水産部門
建築	1級技術者	120	1級建築施工管理技士
		137	1級建築士
	1級技士補	12C	1級建築施工管理技士補
	2級技術者	221	2級建築施工管理技士(建築)
		238	2級建築士
積算士	076	建築積算士(建築コスト管理士含む)	
電気	1級技術者	127	1級電気工事施工管理技士
	1級技士補	12E	1級電気工事施工管理技士補
	2級技術者	228	2級電気工事施工管理技士
		155	第一種電気工事士
管	1級技術者	129	1級管工事施工管理技士
	1級技士補	12G	1級管工事施工管理技士補
	2級技術者	230	2級管工事施工管理技士
舗装	1級技術者	111	1級建設機械施工管理技士
		113	1級土木施工管理技士
	1級技士補	11F	1級建設機械施工管理技士補
		11H	1級土木施工管理技士補
	2級技術者	212	2級建設機械施工技士
		214	2級土木施工管理技士(土木)

※A4 フラットファイル（色指定なし）にファイル表と背表面に図のとおり記入し、上記書類を綴じ込んで提出してください。

